

新潟県企業局管理規程第11号

後谷ダム操作規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和5年10月31日

新潟県企業管理者 樺澤 尚

後谷ダム操作規程の一部を改正する規程

後谷ダム操作規程（昭和43年新潟県企業局管理規程第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を削る。

改 正 後	改 正 前
(調整池の諸元等) 第3条 ダム及び調整池の諸元、その他これに類するダム及び調整池の管理上参考となるべき事項は、次のとおりとする。 (1)・(2) (略) (3) 最大使用水量 毎秒7.00立方メートル	(調整池の諸元等) 第3条 ダム及び調整池の諸元、その他これに類するダム及び調整池の管理上参考となるべき事項は、次のとおりとする。 (1)・(2) (略) (3) 最大使用水量 <u>ア 高田発電所 毎秒7.00立方メートル</u> <u>イ 新高田発電所 毎秒1.60立方メートル</u>

附 則

この規程は、令和5年11月1日から施行する。